

報道関係者各位

阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費不正
請求に関する調査に関する決議の可決について

羽曳野市議会は、令和 8 年 6 月 30 日に開催された令和 8 年第 2 回定例市議会第 5 日目において、下記の決議案を上程し、賛成多数で可決しました。

記

- ・決議案 阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費不正請求に関する調査に関する決議

【概要】

阪本菜津代議員が取締役社長を務める法人が運営する障害児通所支援事業所において、約 985 万円の障害児通所給付費の不正請求が行われ、大阪府より処分を受けたことが明らかになったことを受け、議会として、事実を明確にし、検証するため、地方自治法 100 条に基づく調査特別委員会を設置しました。

【外園（とぞの）議長コメント】

不正の事実関係・原因等を調査、確認し、議会としての透明性を確保してまいりたい。

■問い合わせ先

羽曳野市議会事務局

電話番号 072-958-1111 内線 2000

メールアドレス shigikai@city.habikino.lg.jp

阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費 不正請求に関する調査に関する決議

障害児通所給付費は、障害のある児童に必要な支援を提供するための重要な公費であり、その適正な執行は住民の信頼を支える根幹である。

このたび、阪本菜津代議員が取締役社長を務める法人（以下「当該法人」という。）が運営する障害児通所支援事業所において、約 985 万円の障害児通所給付費の不正請求が行われ、大阪府より処分を受けたことが明らかとなった。

本件は、公費の適正な執行に対する住民の信頼を著しく損なう重大な事案であるとともに、当該法人の取締役社長である阪本菜津代議員の説明責任及び議員としての政治的・道義的責任についても、議会として検証すべき重要な課題である。

よって、下記により阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費不正請求に関する調査に関する決議を提出いたします。

記

1. 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 当該法人及びその運営する障害児通所支援事業所における障害児通所給付費不正請求の事実関係及び発生原因に関する事項
- (2) 不正請求の期間、金額、手法及び関係者の関与の状況に関する事項
- (3) 阪本菜津代議員の当該法人における職務及び本件への関与並びに管理監督責任に関する事項
- (4) 行政機関による監査、指導、返還命令、行政処分その他の対応状況に関する事項
- (5) 本件に係る議員としての政治的・道義的責任及び説明責任に関する事項
- (6) 再発防止及び公費の適正な執行を確保するために必要な制度改善及び提言に関する事項

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び羽曳野市委員会条例第 6 条の規定により委員 6 人からなる阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費不正請求に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3. 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中も調査を行うことができる。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、500,000 円以内とする。

以上

令和 8 年 6 月 30 日

羽曳野市議会

議長 外園 康裕 殿

提 出 者

羽曳野市議会議員

笹 井 喜 世 子

賛 成 者

羽曳野市議会議員

田中 もとかず

通 堂 義 弘

花 川 雅 昭